

国空安政第227号
令和8年5月8日

公益社団法人
日本航空機操縦士協会
会長 進 俊則 殿

国土交通省航空局安全部
安全政策課長
(公印省略)

通達の制定について

下記の通達につきまして、制定・改正しましたのでお知らせします。

制定・改正した通達の本文は、航空安全情報ポータル(※)より閲覧可能ですので、ご参照ください。

※https://safetyp.cab.mlit.go.jp/circular_info_top/

記

改正した通達

- ・操縦士実地試験実施細則 自家用操縦士 (1人で操縦できる飛行機)
- ・操縦士実地試験実施細則 事業用操縦士 (1人で操縦できる飛行機)
- ・操縦士実地試験実施細則 型式限定変更
- ・国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務等の技能に係る資格証書を有する者に対する取扱い

制定した通達

- ・技能証明書における備考欄の記載について